

社会福祉法人勝原福祉会 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人勝原福祉会（以下、「法人」という。）の定款第10条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する事項について定める。

（定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- 3 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週20時間以上勤務する者をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。尚、理事会・評議員会並びに監事監査に係る交通費は報酬に内在するものとする。

（報酬等の種類）

第3条 非常勤役員に支給する報酬は、別表1で定める額とする。

- 2 評議員においては定款に定める総支給額を越えないものとする。
- 3 施設職員と兼務する理事においては職員給与規程に準ずるほか、本規程が定める報酬を支給することが出来るものとする。（別表2）

（報酬の支払い方法等）

第4条 役員等の報酬は、当該会議等に出席した都度、翌月28日に役員等の口座に振り込み支払うものとする。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規程第6条に準じた日とする。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額は法人が負担するものとする。
- 3 支給の上限は年額2,000万円を超えないものとする。（別表1・2の総額とする）

（その他 費用）

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 費用のうち旅費（宿泊費を含む）については職員旅費規程を準用するものとする。

（公 表）

第8条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

- 2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

(附 則)

- (1) この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- (2) この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。
- (3) この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。

別表1 非常勤役員の報酬、費用

報酬

	報 酬
理 事	20,000 円
監 事	20,000 円
評議員等	20,000 円

※1 回の出務に対する額 (出張、研修、監査等を含む)

旅費

宿泊費	交通費
実 費	実 費

※ 職員旅費規程を準用

別表2 常勤役員の報酬

報酬

	報 酬
理 事 長	月額 300,000 円
業務執行理事	月額 300,000 円
理 事	月額 100,000 円